

第8回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月26日（金）午後3時00分から午後3時40分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（4人）

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員（5人）

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕

4 欠席委員

2番	諸橋 清隆
----	-------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局 ただいまから第8回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は1名欠席しておりますが過半数以上の出席ですので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委

員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、3番 森山委員、4番 佐藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告は特段ありませんので議事に入りたいと思います。

議長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書1ページをご覧ください。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 合意解約の理由は借人の変更によるものでありますが、前回の届出時にこの筆が1筆記載忘れによるものであります。変更後の借人も同一人物になりますがこの後の議案第1号の農用地利用集積計画にて説明いたします。
以上になります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 以上で報告第1号を終わります。

議長 続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書2ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 所有権移転売買による一般住宅建築敷地への転用となります。
当該地番は以前は農機具小屋らしきものが建てられて長い間休耕地となっておりました。現在は更地となっております。なお農用地区域外の農地であり

ます。説明は以上です。

議 長 本件についての現場確認を地区担当委員の諸橋委員、遠藤委員にさせていただきました。農業委員の諸橋委員が欠席ですので遠藤委員から状況説明等がありましたらお願いします。

遠藤委員 3月8日(月)に現地確認をして参りました。事務局が申し上げたとおり現地は以前、農機具小屋らしきものが建てられておりました。

この許可の判断につきましては、先ほど事務局が説明したとおり農用地区域外の農地であります。議事資料の7ページの記載のとおり第2種農地の内の小集団の生産性の低い農地「その他の農地」と判断され、住宅が建築されることによる周りの耕地への影響も無いと思われます。なお面積要件に関しましても、当該地番は一般住宅敷地への転用面積上限目安の一つである500㎡以内であります。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局及び地区担当委員の説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。議案書3ページからご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、再設定10件、新規設定5件の申出がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている担い手と考えられます。以上になります。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年3月26日

議 長 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩